

# 自然災害時における対応規程

愛媛県立今治北高等学校大三島分校

- 1 登校時に「東予西部地域（今治市・上島町）」に「特別警報」または「大雨警報」「洪水警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」のいずれかの警報が発令されている場合、生徒は登校準備をして「自宅待機」をする。（休業日ではないので、注意すること。）
- 2 東予西部地域に上記の警報が発令されていない場合でも、**自分が居住する地域**にこれらの警報が発令されている場合は同様に「自宅待機」をする。
- 3 自宅から学校までの通学路において自治体から**避難情報**（「避難準備」「避難勧告」「避難指示」）が発令されている場合は「自宅待機」とし、避難情報の発令内容に従い行動する。
- 4 午前11時まで上記の警報及び避難情報が解除された場合は、授業の準備をし、安全に十分配慮して登校する。
- 5 午前11時まで上記の警報が解除されない場合は、終日自宅待機とし、自宅で学習する。外出等はしないこと。
- 6 上記以外の「警報」（波浪警報・高潮警報等）及び各種の「注意報」が発令されている場合は、生徒は安全に配慮して登校する。
- 7 登校は上記の規定に従い、各自が気象庁のホームページ等により判断し、原則として学校への電話での問い合わせをしないこと。

平成30年10月1日 改定